

⑦企業・従業員による差別事件

京都府では、寿司や惣菜、弁当などを製造・販売しているK食品(株)(本社・名古屋市)の京都南工場(井手町)で、パートやアルバイトに非常に問題のある「人事登録表」を配布し、提出させていることが二〇〇七年七月一九日に明らかとなった。

問題の人事登録表は、提出書類の一つとして「住民票記載事項の証明書又は住民票」を求め、「基本情報」として「寡婦・寡夫」欄や「障害」欄があり、手帳番号や認定日まで書かせるもので、「連絡先(帰省先)」までであった。また、「家族情報」として「同居親族及び本人の両親」とあり、別居両親をふくむ全員の生年月日まで書かせるものであった。さらに自宅から職場までの通勤経路まで書かせていた。

K食品は一〇府県に一五工場をもち、京都府内では八幡市に京都工場、井手町に京都南工場がある。部落解放同盟井手支部員の家族がアルバイトとして採用され、人事登録表を持ち帰ったことで発覚し、翌二〇日に井手支部から田辺ハローワーク(職安)や解放同盟京都府連に連絡があり、二三日にはハローワークがK食品に問題点を指摘した。

八月二二日にK食品と井手支部、六区支部に府連が加わっての話し合いがもたれた。K食品は、①住民票を記載事項証明とし、名前、生年月日、性別、現住所に限定②家族欄は削除③障害欄も削除し、障害者の求人は職安及び一般求人広告でおこなう④連絡先(帰省先)は削除⑤提出済み書類は返却、退職者分はシュレッダーにかける、コンピュータのデータも削除⑥新しい人事登録表の作成を決めた。また、各工場の事務長を公正採用選考人権啓発推進員に選任し、届け出るとともに、事務長を集めて研修を行い、改善の指導を行った。府連は、九月六日に行った労働局との交渉でも提起し、京都南工場だけでなく本社への指導なども求めた。

香川県では、パート従業員を採用した後に、家庭関係申告書を書かせていた事件が発覚、A社(所在地・福岡県久留米市)に対しての事実確認会を二〇〇七年一〇月二六日、香川部落解放・人権啓発センターで開いた。

A社は、家庭関係申告書について、二〇年以上前から全国統一で本社人事部が作成している、正社員・長期パート社員にのみ毎年書かせている、本社は正社員、各営業部は正社員とパート社員の書類を保管していることを明らかにした。また、使用目的については、慶弔関係、手当関係、緊急時にのみ使用し、それ以外の目的では使用しないと説明した。これに対し部落解放同盟香川県連は、家庭関係申告書を書かせたことは、職安法および個人情報保護法に違反する、使用目的からしても、不必要の項目があり、本人申告で済まされるのではないかと、保管方法にマニュアルがなく、責任者が管理していても個人情報が漏洩している可能性がある、と指摘した。